

6. 利用料及びその他の費用の額

(1) 基本料金 (食費と居住費において負担限度額認定を受けている場合には認定証に記載している負担限度額とします)

① 施設利用料 (サービス費の負担割合は市町村から発行される利用者負担割合を称する書面に基きます)

介護度	1日あたりの自己負担額 (1割負担の場合)	1日あたりの自己負担額 (2割負担の場合)	1日あたりの自己負担額 (3割負担の場合)
要介護1	661 円	1,322 円	1,983 円
要介護2	730 円	1,460 円	2,190 円
要介護3	803 円	1,606 円	2,409 円
要介護4	874 円	1,748 円	2,622 円
要介護5	942 円	1,884 円	2,826 円

(2) 加算料金

加算が該当するときは下記加算がかかります。

② 初期加算 30 円 /日

入所後30日に限り、上記料金に1日あたり30円和算します。

③ 外泊時加算 246 円 /日

入所期間中に入院又は自宅等に外泊した期間は所定の自己負担額に代えて請求。

1カ月に6日を限度として計算します。

④ 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100 円 /月

⑤ 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 円 /月

⑥ ADL維持等加算(Ⅰ) 30 円 /月

⑦ ADL維持等加算(Ⅱ) 60 円 /月

⑧ 個別機能訓練加算(Ⅰ) 12 円 /日

⑨ 個別機能訓練加算(Ⅱ) 20 円 /月

⑩ 栄養マネジメント強化加算 11 円 /日

⑪ 療養食加算 6 円 /食

⑫ 看護体制加算Ⅰイ 12 円 /日

⑬ 看護体制加算Ⅱイ 23 円 /日

⑭ 看取り介護加(死亡日以前31~45日) 72 円 /日

(死亡日以前4~30日) 144 円 /日

(死亡日の前日・前々日) 680 円 /日

(死亡日) 1,280 円 /日

⑮ 日常生活継続支援加算Ⅱ 46 円 /日

⑯ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22 円 /日

⑰ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18 円 /日

⑱ 配置医師緊急時対応加算(早朝又は夜間) 650 円 /回

⑲ 配置医師緊急時対応加算(深夜) 1,300 円 /回

⑳ 夜勤職員配置加算Ⅱ 1 46 円 /日

㉑ 口腔衛生管理加算(Ⅰ) 90 円 /月

㉒ 口腔衛生管理加算(Ⅱ) 110 円 /月

㉓ 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ) 3 円 /月

②4 褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13 円 /月
②5 排泄支援加算（Ⅰ）	10 円 /月
②6 排泄支援加算（Ⅱ）	15 円 /月
②7 排泄支援加算（Ⅲ）	20 円 /月
②8 自立支援促進加算	300 円 /月
②9 再入所時栄養連携加算	200 円 /回
③0 認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3 円 /日
③1 認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4 円 /日
③2 安全対策体制加算	20 円 /回
③3 科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40 円 /月
③4 科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	50 円 /月
③5 介護職員等処遇改善加算Ⅰ	介護報酬総単位数に対して加算率は1000分の83
③6 介護職員等処遇改善加算Ⅱ	介護報酬総単位数に対して加算率は1000分の60
③7 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	介護報酬総単位数に対して加算率は1000分の27
③8 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	介護報酬総単位数に対して加算率は1000分の23
③9 食費	1,445 円 /日 ただし令和3年7月まで1,392円/日
④0 居住費	ユニット2,006 円 /日

* 厚生労働省の定める期間において上記の料金のうち、（1）について所定単位数の1,000分の1,001に相当する単位数を算定する。

* 入院・外泊等で部屋を空けた場合、居住費は居室を確保するため上記③が該当する日数以外の日数を実費徴収します。

* 食費と居住費において負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

* サービス費の負担割合は市町村から発行される利用者負担割合を称する書面にに基づきます。

* 上記料金のうち①から③の自己負担額については、1日または1回あたりの介護保険報酬単位数に厚生労働大臣が定める地域区分の適用地域に該当する地域単位数を乗じ算定するためご利用回数等により変動がございます。ご了承下さい。

* 地域単位数は10.27です。

（3） その他の費用

料金の種類	金額	備考
預かり金管理費用	2,000円/月	
特別な食事の費用	実費	
身の回りの品で日常生活上必要な物 ※	実費	
教養娯楽費で提供する場合の費用 ※2	実費	
健康管理費（インフルエンザ予防費）	実費	
理容代（カット・顔そり他）	実費	
美容代	実費	
私物クリーニング代	実費	

※ 入居者からの依頼により購入する日常生活品については実費を徴収

※1 化粧品等

※2 クラブ活動の材料費

